

# 社会福祉施設における防災計画作成指針の改定案について

## 1 趣 旨

- ・地震や風水害などの自然災害発生時に、社会福祉施設の利用者や職員の安全・安心を確保するため、各施設は具体的な避難・連絡体制などをまとめた防災計画を作成することとなっている。
- ・県では、平成24年度に東日本大震災での津波被害を踏まえて改定した現行の指針（ガイドライン）により、施設の計画作成を支援している。
- ・令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の事例や課題を踏まえ、各施設において、災害時の業務継続計画（BCP）を導入し、公的機関による支援（公助）が届くまでの間における対応力（自助）の向上や、地域内での連携体制（共助）の強化を図ることが重要であることから、今般、高齢者・障害者・児童福祉施設における指針（ガイドライン）を改定する。

## 2 策定委員会の開催状況

- ①日 程：【第1回】令和7年10月14日 【第2回】11月28日、12月1日 【第3回】令和8年2月中旬予定  
②構成員：学識経験者、各施設・団体関係者、災害対策専門家、災害福祉専門家、オブザーバー（県社協、6市町）

## 3 改定のポイント

ライフラインが途絶した場合でも、施設を利用できるようにするとともに、施設職員が被災した場合でも、一定規模のサービスを継続できるようにするための体制づくりを行うこと

- ①職員や施設の被災状況を速やかに把握すること
- ②公的機関などから支援を受けるために必要な情報を伝えること
- ③備蓄や必要物資の調達手段や応援職員の受け入れについて検討しておくこと

## 4 主な改定内容

### （1）被災情報の把握・伝達

- ・発災時の職員や施設の被災状況の速やかな把握、公的機関などの支援元へ必要な情報の伝達
- ・災害時における複数の代替通信手段の確保（衛星電話、衛星インターネット設備等）
- ・国の「災害時情報共有システム」の活用促進と訓練への参加

### （2）施設職員の業務分担・応援職員の役割

- ・災害に向けた施設職員の人材育成（研修や訓練の実施など）
- ・災害時における対策本部の確認、職員の参集ルールの制定
- ・出勤可能な職員や、施設の被災状況に応じて実施可能なサービスの検討
- ・必要に応じた外部への職員の応援要請や、受け入れに必要な体制の整備

### （3）備蓄・支援物資

- ・地震や水害など災害により異なるリスクや各施設の環境（立地や利用者の状況等）に応じた備蓄品と量の把握
- ・ローリングストックによる備蓄の推奨
- ・災害発生時に物資要請を円滑に行えるよう、平時から普段使用する物資の品目等のリスト化、連絡先の確認

### （4）避難計画・判断基準

- ・施設の特性や利用者の年齢・障害等に応じた避難方法の検討
- ・建物被害の把握方法、避難開始のタイミングと警戒レベルの確認、水害時の垂直避難の検討

### （5）業務継続計画（BCP）の策定と計画発動時の対応・優先業務の継続

- ・職員や建物の被災状況、参集可能な職員を把握し、継続可能な業務を決定
- ・対策本部の設置、職員の初動対応、情報収集や共有、利用者の特性等に配慮した業務分担の実施

### （6）行政・地域・他施設等との連携

- ・行政・地域内・所属団体・他施設等と研修・訓練の実施や連絡体制を整備するなどし、平時から関係性を構築
- ・災害時の応援依頼方法を確認

### （7）福祉避難所（避難所）

- ・福祉避難所の開設や人・物資などの支援については、市町と事前に協議・確認
- ・福祉避難所に指定されている施設は、福祉避難所の運営をマネジメントできる人材を育成
- ・高齢者・障害者・乳幼児など個々の特性に合わせた福祉サービスの提供
- ・一時的な避難場所として、施設に避難した方の受け入れについて対応を検討

### （8）家族等への引き渡し準備

- ・引き渡し場所、方法、時期の確認や連絡体制の整備

### （9）災害時におけるこころのケア

- ・身近な相談機関として、医療機関等の専門機関と連携し、中長期・継続的なケアを実施
- ・職員の精神的負担を軽減するため、外部からの協力を得ながら、健康管理を徹底